

農作物共済及び園芸施設共済の制度の仕組みと 平成15年制度改正の概要

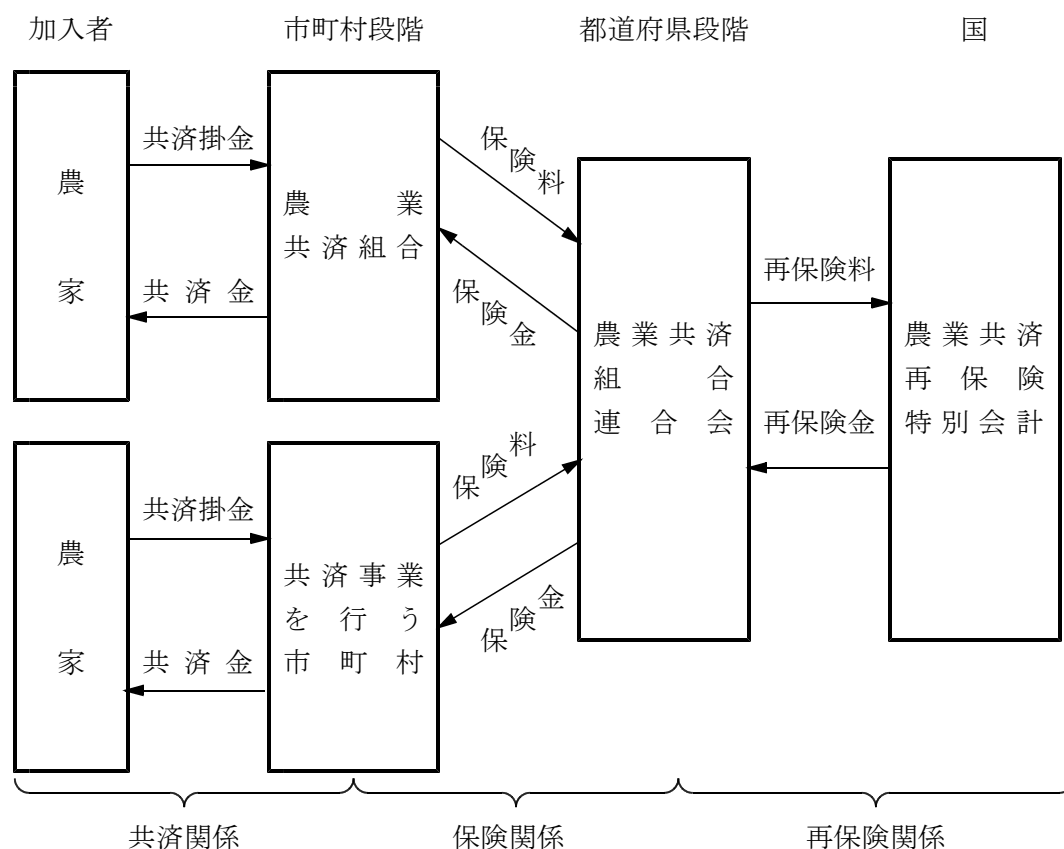
I 制度の仕組み

機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、もし災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度です。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農作物共済事業及び園芸施設共済事業は、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、連合会の負う保険責任の大部分を国の再保険に付しています。

農作物共済及び園芸施設共済の実施機構は次のとおりです。



（備考）農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われていますが、地域の意向により二段階制（県単位の農業共済組合、国）での実施も可能とされています。

1 農作物共済制度の仕組み

共済目的

水稻、陸稲、麦

共済事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、水稻及び麦の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

（注）水稻については、病虫害を共済事故としない方式があります。

加 入

水稻、陸稲及び麦の耕作面積の合計が組合等が定める面積以上であり、かつ組合等の区域内に住所を有する者は組合員又は農作物共済資格者としての資格を持ち、加入することができます。（組合等が定める面積は10a（北海道にあっては30a）を下限とします。）

ただし、共済目的の種類ごとの耕作面積が次表の範囲内で都道府県知事が定める面積基準以上の者は、この事業に当然に加入することになっています。

なお、加入に当たっては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件を備えた農業生産組織もその生産組織単位で加入できることになっています。

適用地域	共済目的	範囲
都府県	水 稻	20 ～ 40 a
	陸 稲・麦	10 ～ 30 a
北海道	水稻・陸稲	30 a ～ 1 ha
	麦	40 a ～ 1 ha

引受方式

(1) 種 類

引受けには、耕地一筆ごとの損害を対象とする方式と農家ごとの損害を対象とする方式があります。どの方式に加入したかによって共済金額、共済掛金及び支払共済金が異なります。

なお、引受方式については、組合等が共済規程等で複数の引受方式を選択できることとし、一筆方式及び半相殺方式にあっては個々の農家がこれらの方式を選択、全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式にあっては収穫量（及び生産金額）が出荷資料等により適正に把握できる農家に限りこれらの方式が選択できます。

引受方式	対象農作物	内 容
一筆単位引受方式	水稻 陸稲 麦	耕地一筆ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、基準収穫量に農家を選択した共済金支払開始損害割合(以下「支払開始割合」といいます。)を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下、「一筆方式」といいます。) 支払開始割合 3 割を選択・・・基準収穫量の 7 割を補償 " 4 割を選択・・・ " 6 割を補償 " 5 割を選択・・・ " 5 割を補償
半相殺農家単位引受方式	水稻 麦	農家の被害耕地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量(その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計)に農家を選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下、「半相殺方式」といいます。) 支払開始割合 2 割を選択・・・基準収穫量の 8 割を補償 " 3 割を選択・・・ " 7 割を補償 " 4 割を選択・・・ " 6 割を補償
全相殺農家単位引受方式	水稻 麦	農家の減収量(その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫量に農家を選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下、「全相殺方式」といいます。) 支払開始割合 1 割を選択・・・基準収穫量の 9 割を補償 " 2 割を選択・・・ " 8 割を補償 " 3 割を選択・・・ " 7 割を補償
品質方式	水稻	農家ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が、基準生産金額に農家を選択した補償割合を乗じた金額を下回った場合に、共済金を支払います。
災害収入共済方式	麦	補償割合 9 割を選択・・・生産金額が基準生産金額の 9 割を下回った時に補償 " 8 割を選択・・・ " 8 割 " " 7 割を選択・・・ " 7 割 "

- (注) 1 一筆とは、農道、けいはん、水路等をもって判然と区画された耕地をいいます。
2 基準収穫量とは、いわゆる平年収穫量のことで、組合等が耕地ごとに設定します。
3 基準生産金額とは、いわゆる平年的な生産金額で、農家ごとに過去 5 か年間の出荷資料等を基礎として組合等が設定します。
4 生産金額は、農家ごとに品質の程度ごとの収穫量と、引受時に定めた単位当たり共済金額を基に組合等が設定します。
5 支払開始割合又は補償割合は組合等が共済規程等において定めたもののなかから、農家を選択します。

(2) 事故除外

水稻について、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定した地域において、水稻病虫害事故除外方式を実施することができます。

① 対象地域

病虫害の防止のために必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行われる見込みがあるものとして、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域

② 共済事故から除外される病虫害

病虫害全般。ただし、いねしらはがれ病菌、いねおうかいしゅく病菌、いねもみがれさいきん病菌及びいねようしょうかっぺん病菌による病害は除外されません。

除外された病虫害に見合う共済掛金が割引されます。

共済責任期間

(1) 水 稲

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫をするに至るまでの期間

(2) 陸稲・麦

発芽期（移植の場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間

共済金額

引受方式ごとに、次により設定します。

(1) 一筆方式

単位（kg）当たり共済金額×耕地の基準収穫量の7割（6割・5割）

(2) 半相殺方式

単位（kg）当たり共済金額×農家の基準収穫量の8割（7割・6割）

(3) 全相殺方式

単位（kg）当たり共済金額×農家の基準収穫量の9割（8割・7割）

単位当たり共済金額は、米・麦の単位当たり価格を限度として農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから組合等が一つの金額を選択します。ただし、組合等が個人選択ができる定めをした場合は、農家の申出により別の金額を選択することができます。

(4) 品質方式及び災害収入共済方式

共済目的の種類等ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から補償割合（農家が9割・8割・7割の中から選択した割合）を乗じて得た金額を超えない範囲内で、農家が申し出た金額です。

基準生産金額×4～6割≦共済金額≦基準生産金額×9割（8割・7割）

共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）における被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
共済掛金率は、組合等の区域ごとに定めますが、区域内の地域又は農家の被害率等に応じた危険段階別の共済掛金率を設定することもできます。
- ② 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

① 水稻・陸稲

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

② 麦

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率及び次表の超過累進方式により算定される国庫負担割合を乗じて得た金額を負担します。

基準共済掛金率の区分	国庫負担割合
3 %を超える部分	55%
3 % 以 下	50%

(参 考)

麦の基準共済掛金率が5 %の場合の国庫及び農家の負担割合

国庫負担割合	52% (= 2.6% ÷ 5%)
国庫負担率	2.6% (= 3% × 0.5 + 2% × 0.55)
農家負担割合	48% (= 100% - 52% (国庫負担割合))
農家負担率	2.4% (= 5% - 2.6% (国庫負担率))

損害発生のお知らせ及び損害評価

(1) 損害防止

農家は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止に努める義務を有しています。組合等は、農家に対する損害防止についての指導や自ら損害防止事業を行うことができます。

(2) 損害発生通知

農家は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく組合等に通知しなければならないこととされています。

(3) 損害評価

損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

① 組 合 等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後、損害評価会の意見を聴いて、耕地ごと又は農家ごとの共済減収量（又は減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

ア 一筆方式・半相殺方式……………損害発生通知のあったすべての耕地について収穫前に収穫量を検見又は実測の方法により調査

イ 全相殺方式……………損害発生通知のあった農家のすべてについて乾燥調製施設の計量結果により収穫量を調査（収穫物を乾燥調製施設に搬入しない耕地については、検見又は実測の方法により調査）

ウ 水稲の品質方式……………麦については、売渡数量により調査することも可

麦の災害収入共済方式……………損害発生通知のあった農家のすべてについて農協等の出荷資料により収穫量、品質の程度及び生産金額を調査

② 連 合 会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの共済減収量（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

共済金

① 一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式

共済目的の種類等ごとに、支払開始割合に応じて、一筆方式は3割（4割・5割）を超える減収となった耕地に対し、半相殺方式は2割（3割・4割）を超える減収となった農家に対し、全相殺方式は1割（2割・3割）を超える減収となった農家に対し、それぞれ次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

共済減収量は、次により算定します。ただし、発芽不能又は移植不能の耕地の共済減収量は、実損害額を勘案してその耕地の全損の場合の共済減収量の2分の1として算定されます。

ア 一筆方式

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地の}}{\text{基準収穫量}} - \frac{\text{被害耕地の}}{\text{収 穫 量}} \right) - \frac{\text{被害耕地の}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{30}{100} \left(\frac{40}{100} \cdot \frac{50}{100} \right)$$

イ 半相殺方式

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地に係る}}{\text{基準収穫量の合計}} - \frac{\text{被害耕地に係る}}{\text{収 穫 量の合計}} \right) - \frac{\text{農家の基準}}{\text{収 穫 量}} \times \frac{20}{100} \left(\frac{30}{100} \cdot \frac{40}{100} \right)$$

ウ 全相殺方式

$$\text{共済減収量} = (\text{農家の基準収穫量} - \text{農家の収穫量}) - \frac{\text{農家の基準}}{\text{収 穫 量}} \times \frac{10}{100} \left(\frac{20}{100} \cdot \frac{30}{100} \right)$$

なお、水稻については、過去の共済事故の発生状況、水稻に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等は、一筆方式は2割（3割・4割）を超える減収となった耕地に対し、半相殺方式は1割5分（2割5分・3割5分）を超える減収となった農家に対し共済金が支払われます。

② 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

共済目的の種類等ごとに、品質を加味した実収収量が基準収収量を下回り、かつ、生産金額が特定農作物共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

$$\text{共済金の支払額} = (\text{特定農作物共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{特定農作物共済限度額}}$$

$$(\text{特定農作物共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \frac{90}{100} \left(\frac{80}{100} \cdot \frac{70}{100} \right))$$

事業実績

(1)加入及び支払の状況（平成16年産）

事業	引受戸数	引受数量	引受率	総共済金額	被害戸数	共済金
	千戸	千ha	%	億円	(千戸)	百万円
水 稲	2,116	1,538	90.7	12,829	261	34,979
陸 稲	1	0.3	7.2	1	0.6	25
麦	92	232	85.2	1,024	25	3,792
計	2,210	1,771		13,854	287	38,797

(2)収支状況（平成16年度）

（単位：百万円）

組合等				連合会				政 府			
収入	支出	差引	累計 収支	収入	支出	差引	累計 収支	収入	支出	差引	累計 収支
14,182	9,791	4,391	401,242	6,465	4,653	1,812	193,182	22,558	24,353	△1,794	△177,957

2 園芸施設共済制度の仕組み

共済目的

- 特定園芸施設……施設園芸用施設のうち、温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び雨よけ施設等気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設
 - 附 帯 施 設……暖房施設、かん水施設等
 - 施設内農作物
- (注) 附帯施設及び施設内農作物については、組合等が共済目的として定めている場合に加入できますが、特定園芸施設と併せて加入しなければなりません。

共済事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

- (注) 1 施設内農作物に係る損害は、特定園芸施設の事故に伴わないものも対象となります。
2 施設内農作物を特定園芸施設と併せて加入する場合、病虫害を共済事故としない方式があります。

加 入

園芸施設共済には、特定園芸施設の設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が2 aを下らず5 aを超えない範囲内で組合等が定める面積（加入面積基準）以上の特定園芸施設を所有し、又は管理する農業者で、組合等の区域内に住所を有する者が加入できます。ただし、加入申込みは、所有する特定園芸施設のすべてについて行う必要があります。

なお、園芸施設共済においても家畜共済と同様に、総会（又は議会）の議決により義務加入制をとることができます。

引受方式

引受は、特定園芸施設1棟ごとに行われます。

次の基準のいずれか一つに該当する農家は、病虫害事故除外方式に加入できます。その場合、除外に見合う共済掛金が割引されます。

事 故 除 外 基 準
(1) 特定園芸施設の設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が5aを下らない範囲内で組合等が定める面積基準以上であって、共済責任期間開始前3年間にわたり特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。 (2) 病虫害による損害の防止を行うために必要な施設が整備されており、その防止を適正に行う見込みがあること。

また、組合等が共済規程等に特定園芸施設撤去費用（特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体、搬出及び処分に要する費用）に係る損害の額を定めている場合、農家は当該費用を補償対象とすることができます。

共済責任期間

原則として組合等が、共済掛金の支払いを受けた日の翌日から1年間です。

共済金額

特定園芸施設1棟（特定園芸施設と併せて加入した附帯施設又は施設内農作物も含みます。）ごとに、共済価額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

$$\text{共済価額} \times 4 \sim 6 \text{ 割} \leq \text{共済金額} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{ 割}$$

なお、同一共済責任期間中においては、共済金が支払われても共済金額は減額されません（全額主義）。

（注）共済価額は、特定園芸施設及び附帯施設については共済責任期間開始時における価額を基礎とし、施設内農作物については施設内農作物の生産費を勘案して組合等が設定します。

共済掛金

(1) 共済掛金

$$\text{共済掛金の額} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）における被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
また、農作物共済と同様、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。

② 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定されます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金のうち、共済金額（農林水産大臣が定める金額（農家ごとに8千万円）を限度とします。）に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

損害発生のお知らせ及び損害評価

(1) 損害防止及び損害発生通知

農作物共済に同じ。

(2) 損害評価

- ① 損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。
- ② 組合等と連合会は、共済事故の発生の都度、原則として合同で現地調査を行い、現地調査終了後、それぞれの損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定します。

共済金

特定園芸施設1棟ごとに、損害額が共済価額の1割又は3万円のいずれかを超える場合に支払われます。

$$\text{共済金の支払額} = \text{損害額} \left\{ \begin{array}{l} \text{特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の被害額の合計} - \text{残存物価額・賠償金等} \end{array} \right\} + \text{特定園芸施設撤去費用の損害額} \\ \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

なお、特定園芸施設撤去費用の損害額は、撤去に要した費用が100万円を超えるとき又は特定園芸施設本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えるときのいずれかに該当する場合に加算することとなります。（ただし、当該費用の支払対象となる施設区分に限る。）

事業実績

(1) 加入及び支払の状況（平成16年度）

引受戸数	引受数量	引受率	共済金額	被害棟数	共済金
千戸	千ha	%	億円	千棟	百万円
248	25	48.2	4,594	160	14,428

(注)引受率は、面積引受率である。

(2) 収支状況（平成16年度）

(単位：百万円)

組合等				連合会				政 府			
収入	支出	差引	累計 収支	収入	支出	差引	累計 収支	収入	支出	差引	累計 収支
1,348	3,641	△2,293	2,875	3,652	6,585	△2,933	17,363	1,009	4,202	△3,193	△136

Ⅱ 平成15年制度改正の概要

〔 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成15年法律第91号）
公布：平成15年6月18日、施行：平成16年4月1日 〕

第1 法律改正の趣旨

農業災害補償制度は、昭和22年の制度創設以来、累次にわたる改正を経て、
共済目的の拡大、補償内容の充実等を図りつつ、農業経営の安定を通じて、我
が国農業生産力の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、農地面積の減少、農業者の高齢化、国際化の進展等、我が国
農業をめぐる情勢が大きく変化している中で、今後とも、その機能を十全に発
揮していくためには、農業経営における経営マインドの醸成、制度の効率的・
安定的な運営に資する等の観点から、所要の見直しが必要となった。

このような課題に対応して、農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大、
農業生産の実態に即した合理的な補償の実施及び農業共済団体の運営の合理化
等を内容とする農業災害補償制度の改正が行われたところである。

第2 農作物共済

1 引受方式及び支払開始損害割合の選択の拡大

近年、組合等の合併等により組合等の区域が広域化し、かつ、農業者の経営
実態に応じた補償のニーズが多様化してきたこと等に対応するため、引受方式
及び支払開始損害割合等の農業者の選択を拡大することとされた。

全相殺方式及び災害収入共済方式は都道府県知事の意見を聴いて農林水産大
臣が指定した地域において、また、全相殺方式は一定の要件を満たす組合員等
において実施されていたが、この地域指定制等は廃止され、一筆単位方式、半
相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式のうち、組合等（農業災害補償法
（昭和22年法律185号。以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。
以下同じ。）が共済規程等（共済規程又は共済事業の実施に関する条例をいう。
以下同じ。）で定めた引受方式の中から個々の農業者が選択できることとされ
た（法第106条第1項、第150条の3の2及び第150条の3の5第1項）。

支払開始損害割合又は補てん割合については、一筆単位方式にあっては3割、
半相殺方式にあっては2割、全相殺方式にあっては1割を下らない範囲内で農

林水産大臣が定める2以上の割合の中から、災害収入共済方式については、9割を超えない範囲内で農林水産大臣が定める2以上の割合の中から組合等が共済規定等で割合を定め、その中から、個々の農業者が支払開始損害割合又は補てん割合を選択できることとされた（法第109条第1項から第3項まで及び第150条の3の3第1項）。

2 水稲の減収又は品質の低下を補てんする方式の導入

水稲については、現行の水稲共済は、収穫量の減少のみを補てん対象としているが、近年、

- ① 高温による乳白粒等、カメムシによる斑点米等の発生が増加し、品質の低下により、農業者の収入の減少をもたらすケースが増加していること
- ② 高品質な農作物を求める市場のニーズが高まってきており、農業政策上も、高品質な農産物の生産を支援することが一層必要となっていること

から、農業経営の安定という観点からは、減収のみならず、品質の低下についても補てん対象とする必要性が増している。

このため、水稲作農業者の経営の安定に資する観点から、収量の減少を補てん対象とする現行方式に加え、新たな選択肢として、災害による収量の減少又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補てん対象とする「減収及び品質の低下を補償する方式（以下「品質方式」という。）」が、試験的に導入された（法第150条の3の2及び農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号。以下「令」という。）第6条）。

3 麦の災害収入共済方式における類区分の導入

麦の災害収入共済方式は、麦作農業者の経営の安定を図る観点から、試験的に導入され、平成13年産麦から実施されているところである。

この引受方式においては、これまで類区分（品種、栽培方法等に応じた共済目的の種類の区分をいう。以下同じ。）を採らず、「麦」を単位とする簡便な仕組みを採っていたところであるが、

- ① 類区分ごとに被害率が異なることから、特に一の類区分の麦しか耕作の業務を営まない農業者にとっては、現行の類区分を採らない共済掛金率は実態に合わない、
- ② 半相殺方式及び全相殺方式は、共済金支払いの単位が類区分ごとである等の状況を踏まえ、災害収入共済方式についても、類区分を導入することとされた（法第150条の3の3）。

第3 園芸施設共済

1 特定園芸施設撤去費用の補償方式の導入

現行の園芸施設共済は、特定園芸施設等の資産価値（共済価額）の減少に係る損失を補てん対象としている。しかしながら、近年の施設園芸農業の園芸施設の大型化等の進展や廃棄物処理に関する規制の強化等に伴い、台風等により倒壊した廃材等の撤去費用は、ガラス室や鉄骨ハウスにおいては相当の水準に達するに至っている。

このような状況を踏まえ、組合等が共済規程等で定めたときは、組合員等の申出により、その者について次のいずれかの場合には、特定園芸施設撤去費用（共済事故の発生に伴い一定の特定園芸施設（ガラス室及び鉄骨ハウス）を撤去するのに要する費用であって、農林水産大臣が定めるものに限る。以下同じ。）を加えて得た金額により、損害の額を算定することができることとされた（規則第33の27第2項から第4項まで）。

- ① 特定園芸施設撤去費用が農林水産大臣が定める金額（100万円）を超える場合
- ② 特定園芸施設の共済事故による損害（被覆材の損害を除く。）の割合が農林水産大臣が定める割合（50%（ガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類は、35%））を超える場合

2 共済目的の拡大

近年、防風、防ひょう、防虫及び防鳥を目的として設置される多目的ネットハウスが普及している。こうした防災施設は高価であり、自然災害等により損壊した場合には、農業経営上の大きな損失となっている。

このような状況を踏まえ、被害の軽減及び農家の経営の安定に資するため、新たに当該施設がプラスチックハウスⅦ類として園芸施設共済の共済対象に追加された。

3 共済掛金国庫負担の限度額の引き上げ

共済掛金国庫負担対象共済金額は、昭和46年の「自立経営の標準的指標」に示された施設園芸農業の目標となる経営規模及び平成6年当時の物価水準を踏まえ、4,000万円とされたが、平成12年に食料・農業・農村基本計画と併せて策定された「農業経営の展望」で示された経営規模が50アールに引き上げられたこと及び近年の営農実態から、当該限度額を8,000万円に引き上げることとした。